

# 事業経過報告

(平成30年7月1日から令和元年6月30日まで)

## 総括

事業計画の基本方針を着実に実施すべく、協会組織が一丸となってより多くの公益目的事業の成果を上げることに努めました。

法定事業については国、県、市町の契約官公署から依頼のあった不動産の表示に関する調査測量嘱託登記業務、地図訂正業務等々において、迅速且つ適切に処理することに努めました。全体としての事業実績は、前年度比約10%の増加という結果でありました。

関連事業である法務局が行う不動産登記法第14条第1項地図作成作業については、地図混乱地域として長年にわたり注目されていた大津市住吉台地区の最終作業に関わり、無事完了いたしました。

自主事業につきましては境界標埋設、引照点設置等の作業を継続的に実施し、併せて地図作成地域の公開に努めました。

その他、一般県民等を対象とした講演会については、昨年度は滋賀県、公益社団法人滋賀県不動産鑑定士協会と共同で「土地月間県民フォーラム」を開催し、成果を上げることが出来ました。

また各事業を実施するにあたり、理事会、各部会、委員会等を適切に開催して組織体制の充実に努めました。

単年度の総括としては概ね平成30年度の事業計画通りの公益目的事業を展開し、我々の最終事業目的である国民が所有する不動産の権利の明確化に寄与することが出来たものと考えます。

その他詳細は以下によります。

## 総務経理関係

平成30年度においては、当初事業計画に掲げた以下の事業について実施いたしました。

### (1) 総務部事業報告

本協会の事業計画基本方針を達成するために、法人法、認定法及び当協会の定款・規則・規程に則って以下の事業を実施することにより、広く社会から信頼される法人として適正な運営を行うことを年度当初の計画に掲げました。

以下各事業についての報告です。

#### ① 役員研修・社員研修及び職員研修を徹底する。

令和元年6月7日に業務研修会を開催し、業務部からは報酬額運用と事例による算定の説明を、また総務部からは業務における安全対策と、定款・規則・規程および社員の

責務等倫理について研修を行いました。

役員に向けては、理事会において全公連、近公連の研修参加報告を逐次行って情報共有と役員の資質向上を図り、事務局職員とも情報交換を密にするよう心がけました。

②定款・各種規則・規程を常時確認し、法律等の改正との整合性を図る。

労働基準法改正に伴ない、就業規程の改正を行いました。理事会等では、常に、定款、各種規則等との整合性について確認をしつつ協会運営を行いました。

③本協会の監督官庁である滋賀県の公益認定相談窓口より運営等において相談、指導を仰ぐ。

本年度は、滋賀県公益認定等委員会（滋賀県総務部総務課公益法人・宗教法人係）の平成27年以来2回目の立入検査がありました。今回も特段の大きな指摘は無く細部についての助言をいただき、趣旨としては「今後も、より多くの公益目的事業を行い、特に自主事業の拡大に頑張ってください」というものでした。

また、他協会の立入検査情報や、滋賀県から送付される「公益法人便り」等を注視し、運営、報告に間違いが無いように努めました。

④各種備付書類及び帳簿関係の整理を行い、事務の効率化を図る。

定款の規定により、公開を要する書面関係については事務局に掲示し、その他の書類関係については、事務局担当者において直ちに確認できるように整理しました。

⑤ホームページのリニューアルについて検討し、常に新しい情報を発信する。

ホームページのリニューアルについて検討を行い、令和元年7月8日より、新しいホームページを公開しました。

⑥社員からの各種報告事項の徹底を行い、協会としての対処の迅速化を図る。

業務処理規則第12条に基づく報告書および、保険加入の写しの未提出者への提出の働きかけをおこないました。着手、完了届けの提出により、自主事業成果の把握および、業務の適正化を図りました。

⑦委員会制度の充実を図り、各社員の組織への帰属意識向上と組織としての更なる効率的かつ迅速、適正な活動を目指す。

自主事業において委員会を設置することにより、効率的に事業成果を挙げることを目指しました。また、委員が自主事業に取り組む中で、帰属意識向上を図りました。

⑧県内最大の土地家屋調査士の専門家集団としての災害時緊急支援体制の確立を行うとともに、防災、減災に向けた提案を行う。

⑨防災、災害支援に関する研修会の開催を検討する。

災害時における、支所区域間（役員間）の連絡網について整備しました。「第10回土地月間県民フォーラム」での講演テーマを防災・減災とし、講師である兵庫県土地家屋調査士会相談役の江本敏彦氏からは、市民だけでなく、我々土地家屋調査士に向けても防災に向けた提案をしていただきました。

⑩滋賀県土地家屋調査士会・滋賀県土地家屋調査士政治連盟との意見交換会を実施する。

調査士会、政治連盟との意見交換会に参加し諸課題について協議しました。

⑪全公連・近公連会議への参加を行い、事業活動のための情報収集を行う。

全公連・近公連・他協会主催の研修会には積極的に参加し、タイムリーな情報を収集しました。

また、近公連の登記所備付地図作成実務担当者会同では、他協会の作業法など貴重な情報を得ることができました。

⑫顧問弁護士と協会運営における各種法律解釈等の相談を行う。

法的解釈を要する事案については、顧問弁護士と相談し対処しました。

⑬マイナンバー等の個人情報の適正な管理

マイナンバー等の個人情報は、保管場所を特定し、適正な管理に努めました。

⑭上記①から⑬に掲げる事業に対する定期的検証及び理事会での報告の徹底を図る。

理事会ごとに各部長および各担当者からの報告を実施して事業の推進状況の把握をおこないました。

(2) 経理部事業報告

公益法人会計基準を遵守し、円滑な事業活動が実施できるよう適正なる会計処理を行うために以下の事業を実施することを年度当初の計画に掲げました。

以下各事業についての報告です。

①適正な予算執行と資金繰り状況の把握を行い、事業推進の円滑な実施を図る。

本協会の事業計画に則った予算執行を常に意識して事業が円滑に実施されるように努めました。

また、各会計の残高と予算執行状況、経常経費等を注視し、資金繰り状況の把握に努めました。

②公益法人としての活動を実施するための各部からの意見を収集し、事業支出での適正なる対応を行う。

自主事業の進捗率を注視し、各部担当部長から意見を収集して適正に事業支出することにより、計画的かつ速やかに事業が完了できるよう努めました。

③公益事業会計において、収支相償を常に意識した会計処理を図る。

公益法人会計基準における大原則である公益事業会計の収支相償を達成できるように常に収入と支出との関係を注視するよう努めました。

④公益事業会計及び法人会計のより適切な配賦基準を検討する。

各会計間の配賦基準が適切であるか検討しました。

⑤顧問税理士と協議を行い適正なる会計処理を図る。

決算や中間決算の前には顧問税理士に確認を求め、会計基準に則った適正な会計処理ができるよう努めました。

また、疑問点があった場合などに顧問税理士と相談を行い、適正な会計処理ができるよう指導・助言を受けました。

⑥インターネットバンキングの利用により入出金、残高のチェックを行い、事務局にて適正な会計処理が行われるよう監督を行う。

インターネットバンキングにて通帳残高及び入出金をチェックして事務局にて適正な会計処理が行われるよう監督に努めました。

⑦上記①から⑥に掲げる事業に対する定期的検証及び理事会での報告の徹底を図る。

各事業に対して定期的に検証し、本協会の会計基準や規程に則った適正な会計処理に努め、理事会で報告を行いました。

## 業務事業推進関係

### (1) 業務部事業報告

本協会の基本方針に則り、不特定多数の国民に不動産における権利の明確化に寄与することを目的として以下の事業を実施しました。

①業務担当社員に各種報告事項の提出を徹底する。

着手完了届には公益法人として把握すべき大切な情報収集機能があり、正確且つ迅速な提出についての周知を徹底しました。

具体的には、官庁からの業務発注や相談があった際には業務担当社員を把握する為に着手届を提出していただく事、業務が完了した際には完了報告の他に、自主事業①の境界標識及び自主事業②の引照点を設置した個数を把握する為に提出していただく事の説明を致しました。

②報酬額の適正な運用の徹底及び業務担当者への助言・支援を行う。

公益法人としての適正な業務管理の一環として、全ての業務につき業務承認を行いました。その中で届出事項の不備や業務受託につき疑義が生じた場合には、該当支所長への確認を行うなどしてその都度の改善に努めました。また、業務研修会で報酬額の適正な運用を徹底する為に、予め社員から直接聞き取り調査を行い、不明点の解消に心がける工夫を致しました。

③成果品のデータ収集を行い、協会におけるデータ管理の安全性を図る。

社員から提出された成果品の収集について、改良点を検討しながら成果品の管理を行いました。成果品提出件数の増加に伴うデータ量増加への対応のため、データサーバーを導入しデータのバックアップ方法の改善等、利用環境の向上及び安全性の確保にも努めました。

④関連事業における地図作成業務への支援体制を行い、地図整備事業への貢献を図る。

事業推進部と連携し、法第14条第1項地図作成業務への支援規程を作成することによって今後同業務を受託した場合にスムーズに支援できるように致しました。

⑤自主事業を推進することにより、広く県民の不動産における権利の明確化を図る。

別記の自主事業につき、担当理事を選任し、事業を実施しました。

⑥オンライン申請の推進を行うことにより、法務行政への寄与を図る。

総会をはじめ社員が集まる機会には、オンライン登記申請をして頂くように周知し

ました。また、昨年に引き続き、協会理事がオンライン推進委員として参画しました。  
⑦上記①から⑥に掲げる事業に対する定期的検証及び理事会での報告の徹底を図る。

各項目に関し、定期的に検証を行い、理事会へ報告を行いました。

## (2) 事業推進部事業報告

本協会の基本方針に則り、事業の推進を行うため業務部と連携して以下の事業を実施しました。

### ①受託契約に関する事項

#### ・大規模事業への参画

法第14条第1項地図作成作業に係る備品その他の支援規程を定めました。

地図作成作業が実施される対象支所の枠を超え、広域に対応ができる準備体制を検討しました。

入札に参加しました。(法務省、国土交通省)

#### ・契約先関係各課へのさらなる制度の啓発

年始、年度当初に役員による挨拶回りを行ないました。

官民境界確定補助業務について担当課からの相談に対応しました。

#### ・未契約市町への継続的提案

支所長による情報収集や本協会のパンフレットの作成及び配布を行ないました。

### ②研修会・講演会及び社員教育に関する事項

#### ・報酬額運用の研究

業務部と連携して研修会で使用する例題を検討しました。

#### ・成果品管理の研究

全公連、近公連での情報収集を行い検討しました。

#### ・外部研修への講師派遣

公益財団法人滋賀県建設技術センターからの依頼により、県職員研修会への講師派遣を行いました。

実施日、平成30年7月20日

内容、「不動産登記事務について、用地買収における境界確定の考え方」

### ③協会外部との協議会、研修会に関する事項

関係団体主催の研修会等への参加

全公連研修会(平成30年11月12～13日・メトロポリタンエドモント)

#### 1 「官民境界判定の留意点～行政と民間の感覚のずれを中心に」

講師 寶金敏明 氏

#### 2 「復興業務と地図作成への提案」 講師 株式会社ニコトリンブル担当社員

全公連研修会(平成31年2月14～15日・メトロポリタンエドモント)

#### 1 「公嘱協会をめぐる独占禁止法上の留意点」

講師 郷原総合コンプライアンス法律事務所 野口文雄 氏

## 2 「協会運営と今後の課題」意見交換会

全公連研修会（令和元年6月7日・メトロポリタンエドモント）

### 1 「公共契約のあり方 行政に向けた提案」

講師 上智大学法科大学院教授 楠 茂樹 氏

### 2 「国土調査の在り方に関する検討小委員会中間とりまとめの解説について」

講師 国土交通省 土地建設産業局地籍整備課 宮本 慧哉 氏

近公連研修会（平成30年12月7日・天満研修センター）

### 第一部 近畿各協会の契約状況等報告

### 第二部 「土業における公共調達に適正化への提言」

講師 上智大学法科大学院教授 楠 茂樹 氏

近公連研修会（平成31年1月23日・エルおおさか）

### 第一部 「所有者不明土地における相続登記制度の問題点」

### 第二部 「相続制度・戸籍制度の変遷と戸籍の読み方」

講師 全国公共嘱託登記司法書士協会協議会 会長 山田猛司 氏

近公連登記所備付地図作成実務担当者会同（平成31年4月23日・エルおおさか）

### 近畿各協会の地図作成実務担当者による意見交換会

奈良協会自主事業講演会（令和元年6月12日・橿原市ミグランス）

### 第一部 「空き家対策の現状と今後の課題について」

### 第二部 「空き家の現状と利活用を考える」

講師 不動産鑑定士 倉田智史 氏

大阪協会自主事業講演会（令和元年6月20日・エルおおさか）

### 第一部 「防災は自助・互助・協働のまちづくり」

講師 気象予報士 防災士 正木 明 氏

### 第二部 「企業と行政のコンプライアンスとガバナンス 最近の事例を材料に」

講師 上智大学法科大学院教授 楠 茂樹 氏

## ④広報に関する事項

- ・各種自主事業成果の公開

各種自主事業成果の公開及び公開に向けた検討を行ないました。

- ・調査士会主催の研修会への協賛

地籍シンポジウム（平成31年2月7日・栗東さきら）への協賛を行ないました。

- ⑤上記①から④に掲げる事業を部会において定期的に検証を行ない、理事会で報告しました。

## 別 記

### (ア) 自主事業① (境界標設置事業)

#### ◎具体的事業の内容

完了報告書において報告を受けた、業務発注によらない自主的な境界標設置個数のデータを整理し、事業報告として以下の表にまとめました。

報告個数内訳表 (支所別)

支所	個数	支所	個数
大 津	3 1 1 個	高 島	4 3 個
草 津	1 0 1 個	守 山	9 8 個
甲 賀	1 1 4 個	東近江	3 4 2 個
彦 根	3 6 1 個	長 浜	1 8 個
合計 (個数) 1, 3 8 8 個			

報告件数内訳表 (支所別)

支所	件数	支所	件数
大 津	2 3 件	高 島	3 件
草 津	1 3 件	守 山	7 件
甲 賀	8 件	東近江	2 3 件
彦 根	2 6 件	長 浜	4 件
合計 (件数) 1 0 7 件			

#### ◎事業に対する検証

本年度の設置枚数は前年度に比べ5 4 1 枚増加し、件数も2 9 件増加しました。

社員の自主事業に対する意識の高さを感じました。

#### ◎平成30年度実施による反省点等

TKファイル (着手完了届) の数量記入の正確さや、成果品の完成度は年々向上していますが、今後も引き続いて研修会等の機会に事業内容を説明し、社員の理解と協力を求めます。

### (イ) 自主事業② (引照点等の標識設置事業)

#### ◎具体的事業の内容

完了報告書において報告を受けた、官民境界確定点の引照点となるアルミベースクリアー設置個数データの整理をし、事業報告として以下の表にまとめました。

報告個数内訳表（支所別）

支所	個数	支所	個数
大津	52個	高島	7個
草津	4個	守山	13個
甲賀	6個	東近江	4個
彦根	0個	長浜	4個
合計（個数）		90個	

◎事業に対する検証

本年度の設置個数は90個で、昨年度と比べ約30%増でした。

◎平成30年度実施による反省点等

各社員には常に複数個のベースクリアーを保管していただき、現場作業に携行して、引照点の設置時に使用していただければと思います。また研修会等の機会に事業内容を説明し、さらなる社員の理解と協力を求めます。

（ウ）自主事業③（街区基準点亡失調査事業）

◎具体的事業の内容

街区基準点亡失調査・データの整理・亡失調査終了後の基準点に関する継続的事業計画等。

◎実施区域

① 野洲市エリア

調査計画点数 417点

実施点数 417点

前回調査からの新たな亡失点 68点

② 彦根市（一部）エリア

調査計画点数 379点

実施点数 379点

前回調査からの新たな亡失点 34点

③ 合計

全調査対象 796点

内亡失報告 102点

◎事業に対する検証

前回調査で異常がなかった点のみを再調査致しました。調査方法、費用の面の検討をし、事業予算に応じた点数が調査できるよう実施場所の選定を致しました。

◎平成30年度実施による反省点等

協力社員に負担なく積極的に参加して頂けるように、実施時期や調査方法等の検討



が必要と思います。

この事業は、経年や道路工事等による街区基準点の亡失点を確認・集計することにより、基準点を所有している市に対して、公共基準点の適正管理のための基礎資料として活用して頂くことを目的としており、多くの社員に協力いただけるよう、さらなる周知が必要です。

#### (エ) 自主事業④ (地図作成地域の公開事業)

##### ◎具体的事業の内容

収集した地図を地図作成地域として整理し、協会ホームページに公開。

##### ◎実施区域

実施支所名	調査箇所	地図整理箇所	公開状況 ○・×
大津支所	法第14条第1項地図作成区域追加	和邇北浜追加済み	○
高島支所	全て完了	済み	○
草津支所	区画整理区域・土地改良調査中	草津市 一部	○
守山支所	区画整理区域・土地改良調査中	旧 中主2地区	○
甲賀支所	甲賀市土地改良調査中	甲賀市 一部	○
東近江支所	区画整理区域・土地改良調査中	八日市地区全て完了	○
彦根支所	区画整理区域・土地改良調査中	彦根の一部	○
長浜支所	地籍調査区域・土地改良調査中	旧湖北町地籍調査・土地改良地区一部	○

##### ◎事業に対する検証

区画整理区域及び法第14条第1項地図作成区域について、特に現在法第14条第1項地図になっている箇所は、全ての公開作業が完了しています。次年度に公開予定の土地改良実施区域で作成された法第14条第1項地図作成地域の公開作業を行うための資料収集を行いました。

##### ◎平成30年度実施による反省等

委員としてご協力いただいた社員には感謝申し上げます。

今後も地図データの収集と整理に努め、随時ホームページでの公開をおこないます。

また、官庁が地籍調査事業(各市町)及び法第14条第1項地図作成事業(法務省)地域を選定する際の資料としても利活用していただけるよう、データの整理と公開シ

システムの検討、研究を進めることが重要と思います。

(オ) 自主事業⑤ (境界や公共嘱託登記に関する知識の普及啓発事業)

◎「第10回土地月間県民フォーラム」の開催

※滋賀県県民活動生活課、(公社)滋賀県不動産鑑定士協会との共催

日時 平成30年10月8日(月・祝)

会場 草津市立まちづくりセンター

内容 土地に関する無料相談会 (午前10時～午後4時30分)

講演会 (午後2時～午後4時10分)

第1部 「滋賀県における災害リスクとその対策について」

講師 滋賀県防災危機管理局 地震・危機管理室 柴原貞彦氏

滋賀県土木交通部流域政策局 流域治水政策室 清水司氏

同 藤島卓也氏

同部 砂防課土砂災害防止係 佐藤太紀氏

第2部 「防災のための備えと減災へ ～被災者及び資格者の立場から～」

講師 土地家屋調査士 江本敏彦氏

(兵庫県土地家屋調査士会相談役)

土地に関する無料相談会では3名の協会社員に相談員を担当いただき、対象となる6件の該当案件に対応いたしました。相談会には弁護士、司法書士、不動産鑑定士、税理士も常駐しており、単独士業では困難なワンストップサービスな回答が提供できたものと思います。

講演会では第1部で県職員様によるリレー方式にて、防災ハザードマップを用いた地域防災に関する情報提供がありました。また第2部では阪神淡路大震災で被災者となられた兵庫県土地家屋調査士会の江本敏彦氏から、自らの体験談と体験から得られた災害への備えを動画映像などを交えながら語っていただきました。さらに土地家屋調査士としての視点から、減災と早期復興の有効手段として正確な地図作成や狭あい道路解消の重要性について講演をして頂きました。

◎無料相談会の実施

毎週木曜日に、協会事務局にて官公署の嘱託事件を対象とした無料相談会を実施し、理事が交代で対応しました。また、社員が日々の業務で訪れる官公署でも、職員から相談を持ちかけられることが多々ありますが、無料相談の一環として真摯に対応していただきました。

◎講師派遣

平成30年7月20日、公益財団法人滋賀県建設技術センター主催の研修会に理事を講師として派遣しました。

(カ) 自主事業⑥（自然災害等の被災地方自治体に対する支援活動）

全国各協会の取り組み情報を収集し、災害時の支援活動の方策について検討しました。また甲賀支所では研修旅行として平成28年熊本地震の被災地を見学しました。まだまだ復興の途中である被災地を目の当たりにし、社員一人ひとりが、「調査士のできること」について考える機会となりました。

(キ) 自主事業⑦（防災事業）

自主事業⑤として開催した「土地月間県民フォーラム」の講演内容は、自主事業⑦を兼ねているものであり、防災、減災には「地図整備事業の推進」や「狭あい道路解消」が必要であることを自治体のみならず市民の皆様にもご理解いただくため、当協会作成の事業に係るパンフレットをフォーラムの来場者に配布しました。

また県下市町の「狭あい道路整備事業」の現状について調査をされた滋賀県土地家屋調査士会（社会事業部）と意見交換をしました。

平成30年度事業報告には、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律施行規則第34条第3項に規定する附属明細書「事業報告の内容を補足する重要な事項」が存在しないので作成しない。

令和元年8月

公益社団法人 滋賀県公共嘱託登記土地家屋調査士協会